

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

➡ 入院基本料に関する事項

- 療養病棟入院基本料1
当院では1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、8人以上の看護補助者が勤務しています。

➡ 関東信越厚生局長への届け出事項に関する事項

- 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）
管理栄養士によって疾病・病状・年齢等を考慮した食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
- 医療DX推進体制整備加算
- 診療録管理体制加算3
- 療養病棟療養環境改善加算1
- 感染対策向上加算3
- データ提出加算2、4
- がん治療連携指導料
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料2 9

➡ 療養環境の提供に関する事項

- 個室 203号室・205号室 料金：3500円/日

➡ 保険外負担に関する事項

当院では以下については自己負担をお願いしています。

- テレビ使用料 120円~/日
- 診断書など文書作成料 550円~/1枚
- その他処置 5000円～
- サニタリー管理料 120円/日
- 雑貨 320円～
- その他管理料 570円~/月

➡ 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

➡ 当院の取り組み

- オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 28日以上長期の処方に対応しています。
- リフィル処方箋を発行することに対応しています。
- 患者毎の相談内容に応じたケースマネジメントを行っています。
- 障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っています。
- 介護保険に係る相談を行っています。
- 当院に通院する患者について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び介護保険法第7条第5項に規定する)介護支援専門員からの相談に適切に対応します。
- 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っています。
- 精神科病院等に入院していた患者の退院後支援を行っています。
- 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っています。
- 健康相談、予防接種に係る相談を行っています。
- 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えています。
- 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。また令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方名によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。